

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、[古河市都市公園条例\(平成17年条例第126号、以下「条例」という。\)](#)の規定に基づき、古河スポーツ交流センター(以下「交流センター」という。))の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(収容定員)
- 第2条 交流センターの収容定員は、次のとおりとする。

施設名	定員
スポーツ棟	212人
宿泊・研修棟	104人

- (利用申請)
- 第3条 宿泊・研修棟を利用しようとする者(以下「申請者」という。))は、古河スポーツ交流センター宿泊・研修棟利用申請書([様式第1号](#))により[条例第30条第1項](#)の規定により交流センターの管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。))に申請しなければならない。
- 2 申請者は、宿泊・研修棟を利用しようとする場合は利用開始日の7日前までに、既に承認を受けた事項を変更しようとする場合は利用開始日の3日前までに申請しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
(利用の許可等)
- 第4条 指定管理者は、宿泊・研修棟の利用の許可又は不許可を決定したときは、古河スポーツ交流センター宿泊・研修棟利用許可・不許可決定書([様式第2号](#))を申請者に交付するものとする。
(利用料金の納付)
- 第5条 スポーツ棟利用者は、利用開始前に利用料金を納入するものとし、宿泊・研修棟利用者は、利用の終了と同時に利用料金を納入するものとする。
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、指定管理者は、官公署、学校等が施設を団体で利用する場合その他必要があると認めるときは、別に納入する日を定めることができるものとする。
(利用料金の減免に関する基準等)
- 第6条 [条例第33条第5項](#)の規定に基づき利用料金の減額又は免除を受けようとする者(以下「減免申請者」という。))は、古河スポーツ交流センター利用料金減免申請書([様式第3号](#))により指定管理者に申請しなければならない。ただし、[第4項](#)に該当するときは、この限りでない。
- 2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除の承認又は不承認を決定したときは、古河スポーツ交流センター利用料金減免承認・不承認決定書([様式第4号](#))を減免申請者に交付するものとする。
- 3 スポーツ棟及び宿泊・研修棟の利用料金の減額又は免除をすることができるのは、[次の表](#)の左欄に掲げる場合とし、その減免額は、それぞれ[同表](#)に定める額とする。

	スポーツ棟	宿泊・研修棟	
		研修室利用の場合	宿泊室利用の場合
1 本市が利用するとき。	全額免除	全額免除	3分の2免除
2 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する市内の社会教育関係団体が利用するとき。	2分の1免除	2分の1免除	2分の1免除
3 官公署又は市内に住所を有する公共的団体が利用するとき。	2分の1免除	2分の1免除	2分の1免除
4 市内に居住する身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障がい者(以下この項において「身体障がい者」という。))及びその付添人、市内に居住する知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に基づく知的障がい者(同項において「知的障がい者」という。))及びその付添人又は市内に居住する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障がい者(同項において「精神障がい者」という。))及びその付添人が利用するとき。この場合において、付添人は介助が必要なときに限るものとし、その数は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者1人につき1人までとする。	全額免除	—	—
5 茨城県中学校体育連盟又は茨城県高等学校体育連盟がその主催する各種大会で利用するとき	2分の1免除	—	—
6 市内の保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この項において同じ。)、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。同項において同じ。)、幼児連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼児連携型認定こども園をいう。)、幼稚園型認定こども園(幼稚園であって、同法第3条第2項第1号の施設として認定を受けているものをいう。)、保育所型認定こども園(保育所であって、同項第2号の施設として認定を受けているものをいう。))又は地域型保育事業を行う施設若しくは事業所(児童福祉法第6条の3第9項から第12項までの事業を行う施設であって、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条第1項の規定による市長の承認を受けたものをいう。))が教育及び保育の活動で利用するとき	2分の1免除	—	—
7 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。	必要と認める割合	必要と認める割合	必要と認める割合

- 4 [前項](#)に定めるもののほか、市内に居住する70歳以上の者であって運転免許証、旅券その他の官公署の発行した氏名、住所及び生年月日が記載されている証明書等で有効期限内のものを提示して体操室を利用するときの利用料金は、全額免除する。
(利用料金の返還)
- 第7条 [条例第33条の2第2項](#)の規定により、既に納付した利用料金を返還する場合は、次に掲げる基準により行うものとする。
- (1) 許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用することができなくなったとき 全額
- (2) 許可を受けた者が利用開始日の3日前までにその取消し又は変更を申し出たとき 全額
- (3) 宿泊室の許可を受けた者が利用開始日の2日前までに変更の申請又は取消しの申出をしたとき 既に納付された利用料金の7割に相当する額
- (4) 宿泊室の許可を受けた者が利用開始日の1日前までに変更の申請又は取消しの申出をしたとき 既に納付された利用料金の5割に相当する額
- (5) その他指定管理者が相当の理由があると認めるとき 指定管理者が相当と認める割合
(キャンセル料の徴収)
- 第8条 [条例第33条の3](#)の規定によるキャンセル料を徴収する場合は、次に定める基準により行うものとする。
- (1) 許可(宿泊室の許可を除く。))を受けた者が利用開始日又は行為開始日の3日前までにその取消し又は変更を申し出なかったとき 利用料金の全額に相当する額
- (2) 宿泊室の許可を受けた者が利用開始日の前日までに変更の申請又は取消しの申出をしなかったとき 利用料金の全額に相当する額
- (3) 宿泊室の許可を受けた者が利用開始日の前日に変更の申請又は取消しの申出をしたとき 利用料金の5割に相当する額
- (4) 宿泊室の許可を受けた者が利用開始日の2日前に変更の申請又は取消しの申出をしたとき 利用料金の3割に相当する額
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用することができないときは、キャンセル料は徴収しない。
(損害賠償)
- 第9条 利用者は、交流センターの施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、指定管理者の指示に従い、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
(利用の不許可)
- 第10条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しないものとする。
- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備等を汚損、損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、交流センターの管理上適当でないと認められるとき。
(利用者の遵守事項)
- 第11条 利用者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 所定の場所以外は、立ち入らないこと。
- (2) 施設等を汚損、損傷又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発するなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けずに物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。
(市長による管理)
- 第12条 [条例第35条第1項](#)の規定により、市長が交流センターの管理を行い、及び使用料を収受する場合においては、[第3条第1項](#)中「条例第30条第1項の規定により交流センターの管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。))」とあるのは「市長」と、[第4条](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、[第5条](#)から[第7条](#)まで(見出しを含む。))中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、[第8条第1項](#)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、[第9条](#)から[前条](#)までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。
(補則)
- 第13条 この規則に定めるもののほか、交流センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成17年9月12日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の古河スポーツ交流センター管理運営規則(平成10年古河市規則第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
附 則(平成18年規則第36号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の古河スポーツ交流センター管理運営規則(以下「改正前規則」という。))の規定に基づいてされた処分又は手続は、この規則による改正後の古河スポーツ交流センター管理運営規則(以下「改正後規則」という。))の相当規定に基づいてされたものとみなす。
- 3 改正後規則の規定にかかわらず、改正前規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。
附 則(平成22年規則第4号)
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則(平成25年規則第18号)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成28年規則第27号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際第2条から第74条までの規定による改正前の各規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。
附 則(平成29年規則第14号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の古河スポーツ交流センター管理運営規則及び古河市中央運動公園管理規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。
附 則(令和3年規則第22号)抄
(施行期日)
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第3条中古河スポーツ交流センター管理運営規則様式第1号及び様式第3号の改正規定、第4条中古河リバーサイド倶楽部施設管理規則様式第1号及び様式第3号の改正規定、第5条の規定並びに第7条中古河総合公園管理運営規則様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第6号から様式第8号までの改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、第1条、第3条から第5条まで及び第7条の規定による改正前の各規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。
附 則(令和5年規則第41号)
(施行期日)
- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第3条の規定、第6条中古河スポーツ交流センター管理運営規則様式第2号の改正規定、第8条中リバーフィールド古河施設管理規則様式第1号及び様式第2号の改正規定、第10条中古河リバーサイド倶楽部施設管理規則様式第2号の改正規定並びに第13条中古河市中央運動公園管理規則様式第5号、様式第6号及び様式第9号の改正規定 令和5年10月1日
(2) 略
(3) 第2条、第5条、第7条、第12条及び第14条の規定 令和6年4月1日
(経過措置)
- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際、第3条、第6条、第8号、第10条及び第13条の規定による改正前の各規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。
- [様式第1号\(第3条関係\)](#)

様式第1号(第3条関係)

古河スポーツ交流センター宿泊・研修棟利用申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

申請者 住 所
氏 名
電 話

古河スポーツ交流センター宿泊・研修棟を利用したいので、次のとおり申請します。

1 利用目的			
2 利用日時	年 月 日()午前・後 時から 年 月 日()午前・後 時まで		
3 利用場所	宿 泊 室	研 修 室	
	一般 人 学生 人	研修室A 研修室B	午 前・午 後・夜 間 午 前・午 後・夜 間
4 利用料金	円	円	
5 その他			

[様式第2号\(第4条関係\)](#)

古河スポーツ交流センター宿泊・研修棟利用許可・不許可決定書

1 次のとおり古河スポーツ交流センター宿泊・研修棟の利用について許可します。

(教示)

- 様式第3号(第6条関係)

古河スポーツ交流センター利用料金減免申請書

古河スポーツ交流センター利用について、次のとおり利用料金を減免されますよう申請します。

様式第4号(第6条関係)

古河スポーツ交流センター利用料金減免承認・不承認決定書

年 月 日

住所
氏名 様

指定管理者 ㊟

次のとおり古河スポーツ交流センター利用料金の減免について承認します。

減免区分	減免決定額
削減額	円

次の理由のため、古河スポーツ交流センター利用料金の減免について承認しません。

理 由

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。